

LGPD

個人情報保護法

2021年11月17日

FATOR法律事務所

Av. Paulista, 2.073, Edif Horsa II, Conjunto 1702 São Paulo-SP

(11) 3373-7487/99548-8876

dirceusato@fator.adv.br

Dirceu Sato

OAB/DF 10.963

モデル

◇ ブラジルの個人情報保護法はEUの *General Data Protection Regulation* (“GDPR”) をモデルとして制定された。

施行

LGPDは2018年に国会で承認され、以下のように段階的に施行開始した。

- ◇ 2020年9月18日－法律本体が施行開始したが、以下の項目は据え置きとなった。
- ◇ 2020年12月28日－LGPDの施行を監視し、罰則を決める機関としてANPDが設立された。
これは日本の個人情報保護委員会に相当する。
- ◇ 2021年8月1日－LGPD関連の罰則を規定する章が施行開始した。

Dirceu Sato

OAB/DF 10.963

LGPDが適用されないケース (4条)

①個人が個人的目的で取り扱う個人情報

例:

- ・家族の者が家系図を作成するために取得する情報。
- ・個人が年賀状を配る目的で作成するメールリスト。

②法人情報

③ジャーナリズム及び芸術的目的又は国家の利害(国防、事件の捜査、犯罪防止等)のために取り扱う情報

例:

- ・ジャーナリストが犯人のフルネームや顔写真を新聞に掲載する。
- ・警察が指名手配中の犯人のフルネームと顔写真入りのポスターを配布する。

Dirceu Sato

OAB/DF 10.963

「個人情報」とは (5条I項)

- ◇ 「個人情報」は生存する特定の個人を識別できるもの、および個人識別符号(身分証番号、運転免許証番号など)が含まれるものを指す。
- ◇ 例: 名前、RG(身分証)番号、CPF(個人納税者番号)、国籍、職業、経歴、学歴、電話番号、メールアドレス、性別、出生地、住所、写真、等。

「要配慮個人情報」とは (5条II項)

- ◇ 要配慮個人情報とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、
- ◇ その取扱いに特に配慮を要する個人情報」を指す。
- ◇ 例：人種、宗教、信条、政治思想、組合・政治政党・宗教への加入情報、社会的身分、病歴、健康状態、犯罪の経歴、遺伝子・生体認証データ、性生活又は性的指向、その他
- ◇ 「要配慮個人情報」の取り扱いは特別な事情及び必要性がある場合にとどめ、本人の同意を得る場合には利用目的を特定して、同意を強調表示する。

個人情報の「取り扱い」とは？ (5条X項)

- ◇ 個人情報の「取り扱い」の定義は広範囲であり、個人情報の取得、再生、アクセス、保存、第三者への提供、消去などを指す。
- ◇ 個人情報取り扱いの簡単な例: メールマガジンの作成。

合法的な個人情報の取り扱い (7条)

- ◇ 個人情報の取り扱いには必ずしも本人の同意が必要では無い。
- ◇ LGPD第7条では個人情報の取り扱いができる10個のケースを想定しており、本人の同意はその内の1つである。

本人の同意を必要としないケース (7条のII～X)

- ◇ 以下の場合、本人の同意の必要が無く合法的に個人情報を取り扱うことができる。
- ◇ II – 法律義務履行のため
- ◇ III – 行政による公共政策のため
- ◇ IV – 研究所による研究・調査のため
- ◇ V – 契約の実施のため又は契約事前準備段階のため
- ◇ VI – 裁判、行政手続きまた仲裁法廷での権利行使のため
- ◇ VII – 本人または第3者の生命及び身体的安全を守るため
- ◇ VIII – 保健権威者、保険サービス機関又は医療従事者による保健保全処置のため
- ◇ IX – 企業の正当な利益のため
- ◇ X – クレジット保護のため

Dirceu Sato

OAB/DF 10.963

本人の同意を必要としないケース 一般的な3つのケース

- ◇ II－法律義務履行のため
- ◇ V－契約の実施のため又は契約事前準備段階のため
- ◇ IX－企業の正当な利益のため

II－法律義務履行のため。例

- ◇ ①雇用契約：雇用企業は労働法上の義務の履行のために、以下の従業員の個人情報の取り扱いができる。
- ◇ ・取得：労働手帳の記入、給料の支払い、各種手当の支給や社会保障費の積み立てが法律で義務づけられているため、本人の同意なく従業員の個人情報を取得できる。
- ◇ ・第3者への提供：会計事務所、IT企業、社会保障費積み立てや納税、統計目的で政府機関（労働省、INSS、国税庁やCEF銀行）への個人情報の提供は、本人の同意なく実施できる。
- ◇ ・外国にある第3者（親会社）への提供：本人の特定の同意が必要
- ◇ ・その他、雇用契約と関係の無い第3者への提供の場合：本人の同意が必要。例：金融会社や旅行代理店への提供、忘年会会場への参加者リストとしての提供など。

Dirceu Sato

OAB/DF 10.963

II－法律義務履行のため。例

- ◇ ②ネット契約：
 - ◇ ・取得：インターネット契約の場合、ネット業者は1年間顧客の情報を保存することが法律で義務づけられているため、本人の同意なく顧客の個人情報を取得できる。（法律12,965/2014号）
 - ◇ ・第3者への提供：ネット契約と法律上関係の無い第3者への提供の場合は本人の同意が必要。例：クレジットカード会社や旅行代理店への提供、など。

Vー契約の実施のため。例

- ◇ ①お店又はEコマースでの商品購入:
- ◇ ・取得:お店は商品配送のため、顧客の名前や住所を取得するが、本人の同意は必要ない。
- ◇ ・活用:購入した商品に関する情報メールの配信は問題ないが、お店の宣伝紙の送付や、他の商品の宣伝メール、広報メールなどには本人の同意が必要。
- ◇ ・第3者への提供:商品購入とは関係の無い第3者への提供の場合は本人の同意が必要。
例:家電販売店や家具販売店への提供、など。

Vー契約の実施のため。例

- ◇ ②旅行代理店のマーケットプレイス:
- ◇ ・取得: パッケージツアーを販売する旅行代理店は、航空チケットの予約やホテルの予約などの契約実施に必要なため、本人の同意なく顧客の個人情報を取得できる。
- ◇ 活用: 販売したパッケージツアー関連の情報メールの配信は問題ないが、新たなパッケージツアーやクルーズ旅行の宣伝メールの送信には本人の同意が必要。
- ◇ ・第3者への提供: 航空会社やホテル、または他の観光業者に顧客の個人情報を提供しなければ、顧客とのパッケージツアー契約を実施できないため、前述の契約関連業者への情報提供には本人の同意はしない。
- ◇ ・パッケージツアー契約と関係の無い第3者への情報提供には本人の同意が必要。例: 為替業者や自動車販売店への提供

Dirceu Sato

OAB/DF 10.963

Vー契約の実施のため。例

◇ ③分譲マンション販売契約:

- ◇ ・取得:分譲マンション販売業者は契約締結のために顧客の個人情報を取得する上で本人の同意は知らない。
- ◇ ・活用:販売した分譲マンションに関する情報メールの配信は問題ないが、他のマンションや他の物件の宣伝メール、新商品の広報などには本人の同意が必要。
- ◇ ・第3者への提供:分譲マンション契約とは関係の無い家具販売店、家電やクーラー販売代理店、ベランダの金網取り付け業者などの第3者への情報提供には本人の同意が必要。

Vー契約の実施のため

- ◇ その他、賃貸契約、サービス提供契約、派遣契約、売買契約、レンタル契約など、「契約の実施」に必要な個人情報の取り扱いは、本人の同意が必要なく実施できる。

IX ー会社の正当な利益のため

- ◇ 例①:
- ◇ アリスがBurgerQueen のサイトでハンバーグを注文した際に、名前、住所、クレジットカードの情報と味の好みを入力した。
- ◇ アリスは「宣伝メールを希望する」という欄にマークをしなかった。
- ◇ 数日後、アリス宛に、BurgerQueen社から、ハンバーグ購入のディスカウント券が送られて来た。
- ◇ これは不当な個人情報の取り扱いに該当するのか、それとも、ディスカウント券を贈り、更にハンバーグを売りたいとする会社の正当な利益にかなっているのか？
- ◇ 裁判所の判定は、「本件における会社の行為の法的根拠は正当な利益であるため、妥当な行為であり、アリスの権利を侵害するものではない」であった。
- ◇ 本件はEUでの実例である。

Dirceu Sato

OAB/DF 10.963

IX－会社の正当な利益のため

- ◇ 例②:
- ◇ 顧客開拓を目的として開催したイベントで多くの参加者と名刺を交換した。
- ◇ 会社は参加者から個人情報取り扱いの同意を得ていなかったが、その後、参加者に連絡することを考えた。 会社の行為は、個人情報保護法上、妥当であるだろうか？
- ◇ イベントで名刺を交換した参加者は、主催者から連絡がある可能性を想定して名刺を交換したのであるため、イベント後にネットワーク拡大とビジネスチャンスを求めて連絡を取る行為は、会社の正当な利益の範囲にあると言える。
- ◇ しかし、注意が必要である。
- ◇ 最初のコンタクトで先方と連絡を取る目的は達成されたので、その後続のコンタクト、例えば週刊ニュースレターや機関紙の送付などには本人の同意を必要とする。

Dirceu Sato

OAB/DF 10.963

IX－会社の正当な利益のため

- ◇ 例③:
- ◇ インスタグラムでのライブに参加を申し込んだ者にライブ関連の資料を送付する行為は当然であるため、問題ない。
- ◇ しかし、週刊ニュースレターを自動的に送付する場合、事情は変わる。
- ◇ 参加者はライブへの参加には申し込みをしたが、週刊ニュースレターには関心を示していないので、週刊ニュースレターや機関紙を送付するには本人の同意を必要とする。

IX 一会社の正当な利益のため

◇ 例④:

- ◇ 既存の顧客名簿又は同意を得て作成した名簿の情報をもとに商業メールを送る場合、送信ごとに同意を得る必要があるのか？
- ◇ 本件の場合、消費者は宣伝メールに関心があり、会社は自社の商品/サービスを宣伝する権利があるという関係が定着しているため、継続してメールを送信できるが、消費者が何時でも同意を取り消すことができるように、「オプトアウト」を付ける必要がある。

Dirceu Sato

OAB/DF 10.963

IX –会社の正当な利益のため

- ◇ 例⑤:
- ◇ 会社の役員の情報を(同じブラジル在住)株主に提供する場合。
- ◇ この場合、株主は子会社の役員の情報を知る権利があるため、株主の正当な利益に基づき、役員の同意なくして情報を提供できる。

IX－会社の正当な利益のため

- ◇ 例⑥:
- ◇ 全日制の学校の場合、生徒の健康を守るために食料アレルギーなどの情報を取得することは生徒と給食を準備する学校の両方にとって有益な情報であるため問題は無い。
- ◇ しかし、学校はこの情報を、本人または保護者の同意なしで、特別食を販売する会社に提供してはいけない。

I – 本人の同意

- ◇ 以上、前記の「本人の同意が必要ないケース」に該当しない場合、本人の同意を得て個人情報を取り扱うことになるが、そのためには次の注意事項を遵守する必要がある。

「本人の同意」を取得する時の注意事項

(5条XII項、7条のI、8条4項、9条)

- ◇ 定義:「本人の同意」とは、本人の自由、明示的かつ具体的な意思表示である。(5条XII項)
- ◇ 同意には特定した利用目的が必要であり、総合的な承認を含む同意は無効である。(8条4項)
- ◇ 同意は書面か本人の意思表示を示すその他の方法(ビデオ、音声)で行われる(8条)
- ◇ 書面の場合、他の契約条項から特筆し、強調表示する必要がある。(8条1項)
- ◇ 同意した特定の利用目的が変更した場合、新たな同意を取り付ける必要がある。(9条)
- ◇ 同意した個人情報を第3者に提供する場合、新たな同意が必要である。(7条5項)
- ◇ 本人の申し出により、同意は何時でも取り消すことができる。(8条5項)

Dirceu Sato

OAB/DF 10.963

本人の同意。例

- ◇ 消費者がウェブサイトで買い物をした。サイトには「他の商品情報を記載した宣伝メールの送信を許可しますか？」と表示があり、「同意する」のチェックボックスをクリックした場合、同社の宣伝メールの送信に同意したことになる。

外国への個人情報の提供。例

◇ 例①:

- ◇ メールの交換: ブラジルの大学関係者から外国の大学関係者宛にメールが送信され、そのメールに留学希望者の情報が記載されている。この行為は外国にある第3者への個人情報の提供と見なされる。

◇ 例②:

- ◇ ブラジルにある外資系企業の担当者が外国にある本社に電話して、投資に関心のあるブラジル顧客の個人情報を伝える。本社の担当者がその情報をコンピューターに入力し、保存する。この行為は外国にある第3者への個人情報の提供と見なされる。

外国への個人情報の提供。ルール

第5章(33条～36条)

- ◇ 外国にある第3者への個人情報の提供は、どのような場合、可能であるか？
- ◇ ・ブラジルのLGPDと同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国にある第3者に提供する場合。(33条)(具体的な国名は今後個人情報保護委員会が発表する(34条))
- ◇ 又は、以下の場合、
- ◇ ・本人の同意がある。
- ◇ ・本人の生命や身体保護に必要な場合。
- ◇ ・法律義務履行のため
- ◇ ・契約の実施のため又は契約事前準備段階のため
- ◇ ・裁判、行政手続きまた仲裁法廷での権利行使のため

Dirceu Sato

OAB/DF 10.963

インシデントとは (46条～49条)

- ◇ 会社の承認無く個人情報アクセスされた場合、又は事故、あるいは違法に個人情報アクセスされ、その結果、個人情報に変更、破壊、喪失、漏洩し、本人の権利が著しく侵害される可能性がある出来事をインシデントと言う。

インシデントの対応

インシデントの対応

- ◇ ANPD(委員会)サイトのフォーマットを使用して、内部評価を行う。
- ◇ 会社のLGPD担当者(Encarregado)に連絡する。
- ◇ あなたが「Operador」(個人情報取扱事業者との契約により個人情報の提供を受けた第3者企業)であるなら、「Controlador」(個人情報を提供した企業)に連絡する。
- ◇ 本人へのダメージ又は損害のリスクがある場合にはANPD(委員会)及び本人に連絡する。
- ◇ インシデントの内部評価、対策及びリスク分析をまとめた報告書を作成する。

Dirceu Sato

OAB/DF 10.963

行政罰則 (52条～54条)

- ◇ ANPDは、告発に関して、そのサイトで「LGPD関連のANPDへの告発には、本人がまず対象企業に連絡し、クレームを入れる必要がある。対象企業が対応を怠った場合、または対応が不十分な場合にはANPDに告発できる。対象企業への連絡証明を添付していない告発には対応しない」と案内している。
- ◇ ANPDの捜査により違反が証明された場合、次の罰則が与えられる：警告、罰金、日割り連続罰金（罰金額は上限を5千万リアルとして、前年度売り上げの2%まで）、違法行為の広報、個人情報の凍結及び個人情報の消去。
- ◇ 備考：ANPDは現在行政罰則ルール作りの最中であるため、LGPDにより既に罰金を科されたケースは無い。

Dirceu Sato

OAB/DF 10.963

LGPD裁判事例

- ◇ LGPDにより罰金を科されたケースは無い一方、消費者によるLGPDに基づいた裁判は既に発生している。
- ◇ その事例を紹介する。
- ◇ 分譲マンションを購入した消費者が、その後、家具販売店、クーラー販売代理店、ベランダの金網取り付け業者などから宣伝や販売目的の電話、メールや訪問を多数受けた。
- ◇ 消費者はLGPD法に基づき、マンションを分譲した会社を相手に裁判を起こした。
- ◇ 裁判の決め手となったのは販売店や業者が「マンションを販売した会社から個人情報入手した」と供述したことであり、彼らが「マンションの購入価格や部屋番号まで知っていた」ことである。
- ◇ 判定結果は、「消費者への1万レアルの慰謝料の支払い」であった。

Dirceu Sato

OAB/DF 10.963

個人情報取扱事業者

- ◇ ブラジルのLGPDでは、日本で言う「個人情報取扱事業者」をCONTROLADORとOPERADORに分類し、定義している。(5条VI項、42条～45条)
- ◇ 例: 企業Aが従業員の給料明細作成のために事務所Bと契約する。
- ◇ 企業Aは「CONTROLADOR」と呼ばれ、
- ◇ サービス契約に基づき、自社従業員の個人情報を提供し、同情報の利用目的を特定し、事務所BとLGPD上の問題が発生した場合の責任範囲を取り決める。
- ◇ 事務所Bは「OPERADOR」と呼ばれ、
- ◇ 企業Aが特定した利用目的に基づき、その範囲内で企業Aの従業員の個人情報を取り扱う。
- ◇ 備考: 企業Aと事務所Bの社員は会社の指示により個人情報を取り扱うため、LGPD上の責任は負わない。

担当者(Encarregado)

- ◇ 「CONTROLADOR」は以下の任務を持つ担当者を任命する。(41条)
- ◇ 企業内部でのLGPD規定の導入の責任を持つ。
- ◇ 担当者は内部又は外部の個人・法人でよく、複数の企業を担当しても良い。
- ◇ その名前及び連絡先を、企業のサイトなどで広報する。
- ◇ 外国ではDPO(Data Protection Officer)、日本では「個人情報保護士」と呼ばれている。

- ◇ 役割:
- ◇ 本人からの連絡や苦情を聞き、対応し、必要な説明を行う。
- ◇ 個人情報保護委員会(ANPD)との連絡を担い、必要な措置を講じる。
- ◇ 個人情報保護に関して、企業及びその従業員を指導する。

Dirceu Sato

OAB/DF 10.963

ANPD(個人情報保護委員会)

2021年度/2022年度スケジュール(ANPD省令11号)

内 容	関連資料作成開始時期				法規タイプ
	2021		2022		
	上半期	下半期	上半期	下半期	
ANDP内規(2021年3月発令済み)	O				省令
ANDP戦略的企画	O				省令
中小企業、スタートアップの個人情報及びプライバシー保護	O				決議書
本人の権利			O		決議書
行政罰則ルール	O				決議書
インシデントの通知手続きおよび通知期限	O				決議書
個人情報保護インパクト報告書	O				決議書
個人情報取り扱い担当者			O		決議書
外国への個人情報の提供			O		決議書
個人情報の合法的な取り扱いのケース				O	ガイドライン

Dirceu Sato

LGPD対応への企業の当面の課題

- ◆ 1. 担当者(Encarregado)を任命する(法律要件)。
- ◆ 2. 個人情報の保管を強化し、漏洩、不当アクセス、悪用に備える。
(ITセキュリティの強化、社内のアクセス人数の制限、パスワード化の徹底、情報の持ち運びの制限、紙媒体の場合の施錠管理措置等)
- ◆ 3. 各種契約書を見直す。法律要件では無いため、可能な範囲で行う。
(雇用契約、派遣契約、サービス契約、サプライ契約、会計事務所契約、IT契約等)
- ◆ 4. 上記内容をまとめたLGPD内部規定を作成し、周知させる。
- ◆ 5. 関係社員が会社所有の個人情報を私的に使ったり、言いふらしたりしないよう、社員教育を実施する。
- ◆ 6. 今後のANDPのスケジュールをフォローし、適宜対応策を講じる。

Dirceu Sato

OAB/DF 10.963

終り

ご清聴ありがとうございました。

Dirceu Sato

OAB/DF 10.963